

2020 年度自己点検・評価フォーム
(全学委員会用)

学術研究推進センター
産官学連携推進センター
(研究推進部)

(学術研究推進委員会／産官学連携推進本部会議承認)

【基準8】教育研究等環境

点検・評価項目

- (1) 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。
- (2) 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。
- (3) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

◎研究活動を促進させるための条件の整備

・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示、研究費の適切な支給、外部資金獲得のための支援（学内研究ファンド含む）

- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

◎研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

・ 規程の整備、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施、研究倫理に関する学内審査機関の整備

◎適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上

【記載の際に考慮すべき点】

- ① 研究に対する大学の基本的な考えは、どのような内容か。
- ② 教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保は、教育研究上の必要性を踏まえて行われているか。
- ③ 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程は、どのように定められているか。
- ④ 研究倫理を遵守した研究活動を推進するため、どのような取り組みが行われているか。
- ⑤ 教育研究等環境に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。
- ⑥ 自己点検・評価結果に基づき、教育研究等環境の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定： **A：目標が達成されている** >

(1) 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

●学術研究推進センター

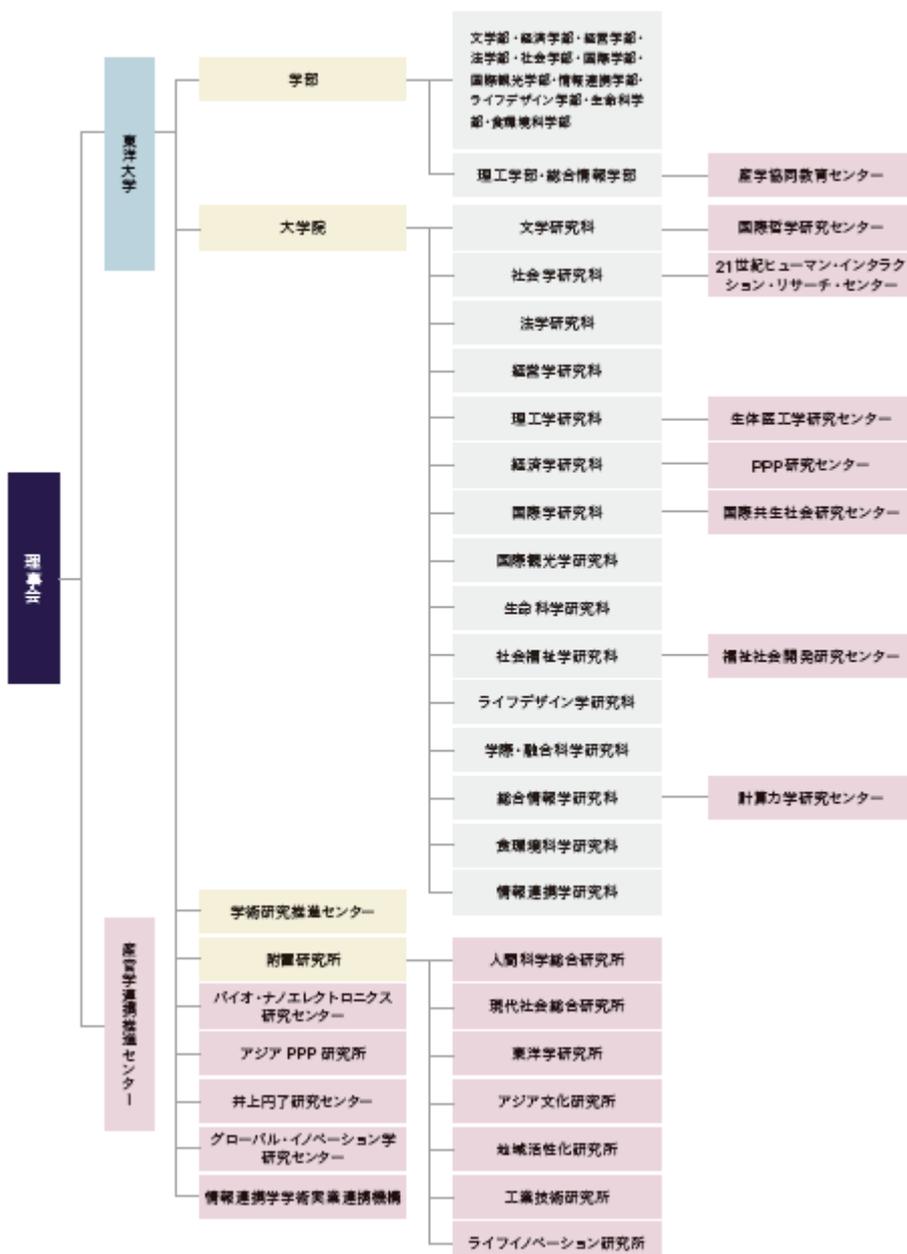
研究活動の開始から研究成果の社会への還元までを支援し、学術研究の一層の推進を図り、本学が卓越した研究力を有する大学としての地位を確立し、国際的にも高い水準の研究拠点や研究分野を有する大学として認知されることを、学術研究推進センターの使命としている。同センターは、「東洋大学学術研究推進センター規程」（資料8-1）に基づき設置されており、以下の(1)～(11)の活動を行っている。

- (1) 研究力強化及び研究高度化のための中長期計画の策定
- (2) 複数の研究分野を横断する個性的で先端的な本学として重点を置く研究プロジェクトの企画推進及び大型補助金等へ申請する研究プロジェクトの選定
- (3) 科学研究費助成事業（科研費）をはじめとする学外研究費の導入及び学外研究機関等との連携推進
- (4) 産官学連携活動を通じた、国及び地方公共団体並びに産業界との受託研究・共同研究等の推進
- (5) 学内研究助成事業の助成方針の策定
- (6) 研究機関の設置、点検評価、改廃の検討及び活性化

- (7) 海外の研究機関等との連携強化及び研究活動の国際化推進
- (8) 研究活動の推進に関する外部情報の収集、研究活動の成果等の学内外への広報
- (9) 研究活動の成果等の集積整理（データベースの維持管理等）
- (10) 大学院教育との連携による次代を担う若手研究者の育成の推進
- (11) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

学術研究推進センターは、「東洋大学附置研究所規程」（資料 8-2）で定める研究所、「東洋大学学則」第 8 条第 1 項に基づき設置される研究機関、補助金等の外部資金により設置される活動期間が限定された研究機関を統括している。各研究機関は、学術研究推進センターの活動目的に則り活動している（下図参照）。

東洋大学 研究・産官学連携 組織図 2020年2月現在



(1) については、2020 年 4 月に学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」が公表された。この I. 研究に関する中期計画に示された、研究に関する基本的な考え方及び各計画の項目の策定については、学術研究推進センターも協力して策定されたものである。そのことから、各項目の達成につい

ては、センターとして定期的に、点検及び評価を行っていく。

●学内の研究助成

科学研究費補助金等の外部資金獲得につなげるための学内の研究助成金として、井上円了記念研究助成を整備している。また、地球レベルの課題解決に貢献するとともに、大学のブランドとなり得る研究活動を支援するため、学内公募型の研究助成制度「重点研究推進プログラム」(資料 8-3、8-4)を 2019 年度から開始した。IoT、AI、ビッグデータなど情報通信技術分野における革新的研究、医療・健康福祉分野での先進国をリードする研究、SDGs の達成に貢献する研究など、6 つの重点研究課題を設定し、学内研究者による研究拠点、研究グループを公募し、延べ 26 件の応募の中から 5 つのプロジェクトを採択した。

2020 年 3 月には、既に研究がスタートしている 3 つのプロジェクトの研究の進捗状況及び現状の成果を、重点研究戦略会議において、ヒアリングし、研究を進めるうえでのアドバイスを行った。

2021 年 4 月開始の課題については、2020 年 11 月頃を締切に募集を行う予定である。

なお、本プログラムについては、学長が指名する重点研究戦略会議メンバーにより、PDCA サイクルを進めているが、規程が未整備であったことから、現在、規程案を作成中であり、2020 年度中に規程制定を行うこととなっている。

世界大学ランキングの研究力の指標となっている国際論文の投稿のための助成(資料 8-5)、知的財産を実用化するための研究費の助成(資料 8-6)も 2018 年度から行っている。国際論文の投稿のための助成については、研究者からの意見を参考に、応募の条件等を毎年改善している。そのため、利用者が増加しており、国際的な研究を活発に行っている研究者に対してのインセンティブとして機能している。

●URA 制度の導入

2019 年度から、研究力強化や研究費の獲得に向けた環境整備の一環として、URA 制度を導入した。外部研究費の探索、研究計画調書の作成支援等、研究に関する相談を研究者から受け付けるとともに、外部研究費の申請や研究プロジェクト参画の提案を行っている。国プロと言われる公的研究費による大型の政府研究開発プロジェクトへの申請や参画は、本学では数少なかったが、URA からの提案により、2020 年度において、既に約 10 件の申請が行われている。引き続き、多くの提案を研究者に行っている。

(2) 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に従い、「東洋大学研究倫理規程」(資料 8-7)を定め、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を研究担当副学長とし、学部長、研究科長、研究所長、研究センター長等の部局長を研究倫理教育責任者に定めることで、研究倫理教育についての責任を明らかにし、全ての研究者に研究倫理教育の受講を義務付けている。

研究倫理教育については、一般社団法人公正研究推進協会(APRIN)の APRIN e-learning の受講により対応しており、プログラムについては、「責任ある研究行為(ダイジェスト)」(所要時間約 1 時間)としている。このプログラムは受講後に、5 問程度のテストに回答し、80%以上正解した場合に、修了証が発行され、修了の事実が研究機関に報告される仕組みとなっているため、受講状況が把握できる。未受講の者には、研究倫理教育責任者が受講を督促し、全研究者の受講を達成している。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が定めている、①捏造(存在しないデータ、研究結果等を作成すること)、②改ざん(研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること)、③盗用(他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること)、④二重投稿(他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること)、⑤不適切なオーサーシップ(論文著作者が適

正に公表されないこと)等の研究不正が発生した疑いがある場合には、「東洋大学研究倫理委員会規程」(資料 8-8)に定められた手続きを行う。

論文の盗用を防ぐために、論文類似性チェックツール「Turnitin (ターンイットイン)」を 2018 年度より全学で導入している。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」においては、部局ごとの教育が求められているが、最高管理責任者が、その内容を確認・点検することは充分に行われていなかった。研究者全員が APRIN e-learning を受講していることは最低限の教育であるとの認識のもと、2021 年度の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出にあたっては、各部局の APRIN e-learning 受講以外の研究倫理教育の実施状況を確認し、点検・評価を実施するものとする。

また、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に従い、「東洋大学公的研究費運営及び管理規程」(資料 8-9)を定め、実質的な責任者を研究担当副学長とし、学部長、研究科長、研究所長、研究センター長等の部局長をコンプライアンス推進責任者に定めることで、コンプライアンス教育についての責任を明らかにし、公的研究費を執行している全ての研究者にコンプライアンス研修会の受講を義務付けている。

研修会については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に詳しい公認会計士を講師に各キャンパスにおいて開催している。研修会に際しては、研修内容の理解度把握のアンケートを提出してもらい、同時に不正使用を行わない・関与しない旨の誓約書を提出してもらっている。研修会未受講者に対しては、各キャンパスにおいて、白山キャンパスの研修会収録動画を視聴してもらうことで、全研究者の受講を達成している。2020 年度においては、対面の研修会実施が困難なことから、ビデオ会議を使用した研修会の実施を決定している。

動物実験、遺伝子組換え実験、人を対象とする医学系研究については、規程で定められた、それぞれの委員会で、実験等の審査を行い、研究の適正な実施を図っている。

なお、動物実験については、2020 年度に、動物実験の基本指針への適合性及び実験動物飼養保管基準の遵守状況について、公益社団法人日本実験動物学会による外部検証を受審することで手続きを進めている。

(3) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

●研究機関の自己点検・評価と研究者の業績の講評

各研究機関は、それぞれの規程に従い、自己点検・評価を行い、外部評価委員も含めた評価委員から、年に 1 度の評価を受け、改善に向けた提言がされている。

附置研究所については、自己点検・評価結果を学術研究推進センター長・副センター長が審査し、研究所活動の是正についての意見をまとめて、各研究所に通知を行っている。通知内容について、各研究所から提出された回答書に基づき、研究所長会議において、研究所活動の活性化についての討議を行っている(自己点検・評価書、通知書、回答書については非公表)。

一方、附置研究所以外の研究機関については、自己点検・評価結果に学術研究推進センターが、現在のところ関わってはいない。補助金等の外部資金により設置される活動期間が限定された研究機関が多いということも理由にあったかと思うが、今後は、学術研究推進センターの関わり方を規程等により明確にする必要がある。

2019 年度から実施されている重点研究推進プログラムにおいては、採択プロジェクトが重点研究推進会議に対して、研究活動報告書の提出以外に、プレゼンテーションも行っている。これを受けて、重点研究推進会議が各プロジェクトに対して、是正すべき点の通知を行うことで、PDCA サイクルの仕組みを作り上げている。同様の仕組みが、附置研究所以外の研究機関についても考えられる。

各研究機関においては、年度毎に研究活動の報告書を発行している。活動報告については、学内外の研究機関

に配布するとともに、図書館が管理する東洋大学学術情報リポジトリや各研究機関のウェブサイトに公開し、社会への還元を目指している。

また、本学の研究者を総覧できるデータベースを作成し、略歴、研究分野等のほか、論文、学会発表、特許出願等の主要研究業績、科学研究費補助金をはじめとする外部資金獲得状況、産学官連携状況等を紹介している。

東洋大学学術情報リポジトリ <https://toyo.repo.nii.ac.jp/>

研究所一覧 <https://www.toyo.ac.jp/research/labo-center/>

東洋大学研究者情報データベース <http://ris.toyo.ac.jp/search/index.html>

●「研究・産官学連携活動案内」

学術研究推進センターでは、産官学連携推進センターと連携し、「研究・産官学連携活動案内」（資料 8-10）を作成し、本学の研究活動を紹介するとともに、科学研究費の採択状況、共同研究・受託研究・奨学寄付金等の競争的資金の受入れ状況、国際論文の発表状況、国際共著率、国際論文の被引用状況、発明届け出数、特許出願数、知的財産実施許諾等収入額の推移をまとめ、本学の研究の実効性を確認している。

なお、本学の研究・産官学連携活動について、社会への広報が不十分であったとの認識から、学術研究推進センター長である研究担当副学長、広報担当副学長、研究推進部、広報部による、研究広報のための連絡会議を2020年8月より毎月実施している。この会議により、2020年10月からの本学の研究・産官学連携ウェブサイトの改善が決定し、その作業に着手している。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

●私立大学研究ブランディング事業の採択

複数の研究分野を横断する個性的で先端的な本学として重点を置く研究プロジェクトの企画推進として、文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に2017年度に採択された。

これは、生体医工学研究センターを中心とした研究者による「多階層的研究によるアスリートサポートから高齢者ヘルスサポート技術への展開」をテーマとしたものである。

本学では、「諸学の基礎は哲学にあり」という建学の精神を教育の基本とし、異なる学問分野同士の融合、連携を図ることにより、地球社会の未来を拓き、知的イノベーション拠点の確立を骨子とする将来ビジョン「東洋大学ビジョン Beyond 2020」を策定し、公表している。

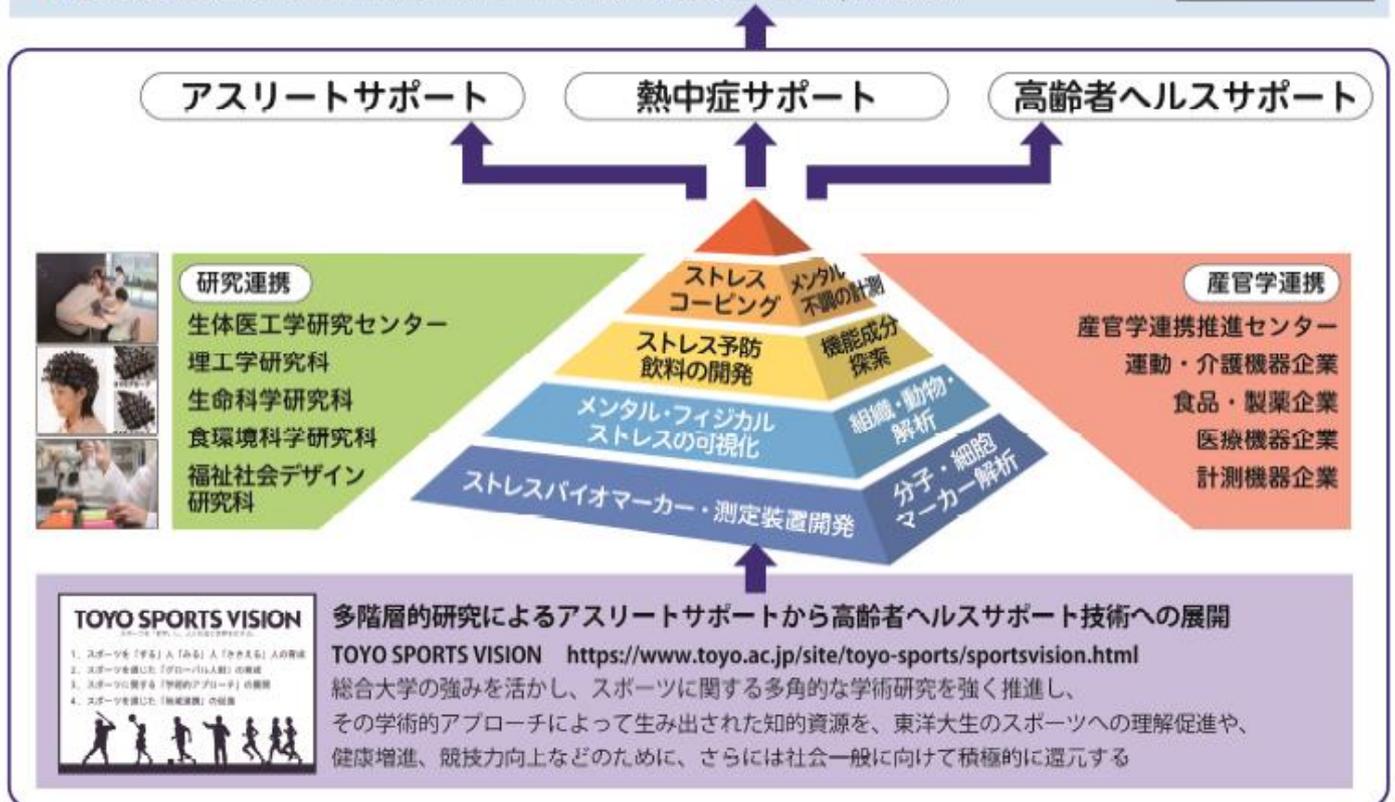
これは、「グローバル化」「イノベーション」「創造力」「人間価値」という4つのキー・コンセプトによる大学改革を目指したものであり、「創造力」の項目では「研究者×イノベーターで、産学連携を創造する」ことを約束している。

また、「Innovation」「Education」「Research」「Globalization」「Management」の5つに分け、それぞれの詳細な行動計画を策定している。本事業は、その中の「健康先進国として世界をリードするプロジェクトの推進」「国内外の先端企業とのネットワークの形成」「研究の国際価値の向上」「チーム東洋の総合力の発揮」を体现するものである。

地球社会の未来を拓く、知的イノベーション拠点の確立

先端的かつ学際的なチーム東洋の総合力を発揮する研究拠点による国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展への寄与

- 総合的なグローバル研究を行い、高い研究力を擁する知的ピラミッドを形成し、研究の国際価値を向上
- 健康先進国として世界をリードするプロジェクトの推進
- 産学連携による国内外の先端企業とのネットワークの形成（「東洋大学ビジョン Beyond 2020」）



本プロジェクトは2017年度～2021年度を研究期間として採択されたが、文部科学省が本事業を中止したため、研究機関が2019年度までに短縮された。3年間の研究成果については、大学ホームページに掲載するとともに、文部科学省に報告した。なお、私立大学研究ブランディング事業推進委員会を2020年4月に開催し、研究成果について報告する予定であったが、延期となっている。

この事業の採択を契機として、地球レベルの課題解決に貢献するとともに、大学のブランドとなり得る研究活動を支援するため、学内公募型の研究助成制度「重点研究推進プログラム」を2019年度から開始した。

本プロジェクトの研究成果を発展させた新規プロジェクトについて、「重点研究推進プログラム」に2020～2022年度を研究期間として採択され、研究が進行している。

【問題点・課題】

●本学の研究の課題（弱点）

学術研究推進センターとしては、本学の研究の課題（弱点）を以下のように分析している。

1. 研究者を結びつける仕組みがなく、個人単位に留まっている研究が多い
2. 研究者が行う事務手続き作業が多く、研究に割ける時間が削られている
3. 研究を活発に行い、外部資金を獲得している研究者を評価する仕組みがない（インセンティブもなくモチベーションもあがらない）。研究を活発に行っている者も、そうでない者も授業負担や大学措置の研究費等に差がない
4. 国際的なジャーナルに論文を多数発表し、世界大学ランキングのランクアップに貢献する研究者へのインセンティブがない
5. 外部資金の探索から申請書の作成を支援する専門人材がおらず、研究者個人の努力に委ねられている
6. 外部資金で教授、准教授、専任講師らが雇用できるような柔軟な人事制度がない
7. 所有している知的財産が企業との共同研究や実用化まで発展しない

このような分析から、前述したような、「重点研究推進プログラム」「国際論文投稿助成制度」「知的財産実用化促進プログラム」を創設したが、特に研究活動を促進するためには、研究者の研究時間の確保等、解決すべきだが残されたままの課題も多い。

残された課題について、制度案を作成することはたやすいが、研究者の所属する各部局において、その制度を実施してもらうことに工夫が必要であることが、学術研究推進委員会では認識されている。

【将来に向けた発展方策】

●学術研究推進センターの改編

学術研究推進センターのメンバーは、研究担当副学長を中心に、センター長の意見を聴いて学長が指名した研究者が務めているが、広く全学的にはなっていない。

例えば、全研究科長を役職上のメンバーにするなどして、全学的に、本学の研究の課題を討議する組織に改編することも考えられる。

そのうえで、URA 制度を拡充し、専門のスタッフを複数配置し、（1）学内外の研究活動の調査・分析・評価（科学技術イノベーション政策動向の情報収集・分析、国の最新ファンディング動向の情報収集・分析、本学の学術研究動向のモニタリング、本学の科学研究費補助金採択状況に関する分析、本学の大学ランキングに関する分析）、（2）研究戦略の立案・提言（（1）の調査・分析の結果に基づき、本学が推進すべき研究戦略を検討し、実現可能な案の立案・提言）、（3）研究活動の推進・支援（研究環境の改善、競争的大型外部資金の申請、国内外の研究機関との連携、産学官連携の推進等の支援）等の研究力強化の取り組みを行い得る組織とすることを旨とする。

【問題点・課題】であげた、研究に専念できる時間の確保（校務、事務作業等）、研究を活発に行っている（外部資金を多く獲得している）者等へのインセンティブ（研究費の増額、授業の削減等）付与、研究を主に行う教員の採用等の施策もセンターで立案し、実施、点検・評価を行っていく。

点検・評価における成果指標及び達成目標については、KPI（Key Performance Indicator＝重要業績評価指標）を用いて、目標の達成に向かい、プロセスが適切に実行されているかどうかを計測することが有効かと思われる。KPI については、数値をチェックして、進捗状況、達成状況をチェックすることになるが、定量的に表すことが可能なため、振れ幅の少ない指標を選ぶことによって、進捗状況が容易に把握できる。

「研究・産官学連携活動案内」でまとめている、科学研究費の採択状況、共同研究・受託研究・奨学寄付金等の競争的資金の受入れ状況、国際論文の発表状況、国際共著率、国際論文の被引用状況、発明届け出数、特許出願数、知的財産実施許諾等収入額の数値を KPI とすることが考えられる。

問題点・課題の解決、将来に向けた発展・方策の策定のために、2020年度は、学術研究推進委員会を月に1度開催している。また、委員会においてマンパワーの不足が指摘され、2020年9月から3名の委員を追加するなど、組織の強化を図っている。

【根拠資料】

- ・資料 8-1 東洋大学学術研究推進センター規程
- ・資料 8-2 東洋大学附置研究所規程
- ・資料 8-3 東洋大学重点研究戦略～重点研究推進プログラム創設にあたって～
- ・資料 8-4 東洋大学重点研究推進プログラム募集要項
- ・資料 8-5 国際学術誌への学術論文投稿助成制度募集要項
- ・資料 8-6 知的財産実用化促進プログラム募集要項
- ・資料 8-7 東洋大学研究倫理規程
- ・資料 8-8 東洋大学研究倫理委員会規程
- ・資料 8-9 東洋大学公的研究費運営及び管理規程
- ・資料 8-10 東洋大学 研究・産官学連携活動案内 2020

【基準9】社会連携・社会貢献

点検・評価項目

- (1) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。
- (2) 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- ◎ 学外組織との適切な連携体制
- ◎ 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- ◎ 地域交流、国際交流事業への参加
- ◎ 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上

【記載の際に考慮すべき点】

- ① 社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、学外機関、地域社会等との連携による取り組み、**大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組み等は、どのように行われているか。**
- ② 社会連携・社会貢献活動において、社会的要請（地域社会のニーズ等）は、どのように反映されているか。
- ③ 社会連携・社会貢献活動に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。
- ④ 自己点検・評価結果に基づき、社会連携・社会貢献活動の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- (1) 産官学連携及び知的財産の重要性に鑑み、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

●産官学連携推進センター

本学の研究及び教育分野の特色を生かし、その資源を結集し、様々な課題を産官学連携により解決することによって、学術研究の更なる発展と社会貢献に寄与するために、学校法人東洋大学産官学連携推進センターが、「学校法人東洋大学産官学連携推進センター規程」（資料 9-1）に基づき設置されており、以下の（1）～（7）の活動を行っている。

- (1) 産官学連携に関する基本方針の策定
- (2) 本学が政策的に重要として推進する研究課題の選定及び研究活動
- (3) 発明等知的財産の発掘、利用及び管理
- (4) 学外人材の受入れと活用並びに教員及び学生の産官学連携を含む社会貢献活動への学外派遣支援
- (5) 教育及び人材育成支援
- (6) 推進センターが行う事業評価
- (7) その他、推進センターが目的を達成するために必要な事項

●規程等の見直し

産官学連携推進センターでは、産官学連携ポリシー（資料 9-2）や知的財産ポリシー（資料 9-3）を定め、その方針に基づき、産官学連携活動を推進している。ポリシーに基づき、各種規程等を制定し、活動を行っている

が、研究成果を適切に社会に還元するために、常に見直しを行っている。

- 受託研究及び共同研究に関する規程

大学の研究活動の社会への還元である受託研究及び共同研究について、別々に規程が定められており、実際の運用においては両者に大きな違いは無いにもかかわらず、手続や取扱いが異なる点があり、処理が煩雑となっていた。

また、「東洋大学受託研究取扱規程」については、知的財産権の帰属が共有となっているなどの問題があった。上記の問題を解決するため、2018年に「東洋大学共同研究規程」に「東洋大学受託研究取扱規程」を統合する形でこれを改正し、「東洋大学受託研究及び共同研究規程」（資料9-4）と定め、これに伴い「東洋大学受託研究取扱規程」を廃止した。

- 利益相反に関する規程等

2015年に「東洋大学産官学連携活動における利益相反マネジメント規程」（資料9-5）及び「東洋大学産官学連携活動における利益相反マネジメント専門委員会細則」を制定し、これに基づき本学の利益相反マネジメントを実施してきた。

この規程等に沿って、専門委員会において提出された利益相反マネジメント自己申告書に基づき調査をしたうえで、利益相反マネジメント委員会において勧告の要否を決定することとしていた。しかし、1年間の運用を踏まえ、専門委員会と委員会とを分けて審議する必要性が低いことが確認されたことから、委員会が調査から勧告の要否まで一貫して対応することが適当と委員会において判断したため、利益相反マネジメント専門委員会を廃止し、利益相反マネジメント委員会で調査から勧告までを一貫して行うこととしたため、2017年に規程を改正した。

- 職務発明に関する規程等

これまで、職務発明等に対する報奨金等の配分は「職務発明に対する報奨金の取り扱いに関する内規」に基づき行ってきた。特許法が改正されたことに伴い、特許法第35条第6項に基づき経済産業大臣が公表する指針に則った運用が求められることから、「学校法人東洋大学発明等の取扱いに関する規程」（資料9-6）第13条に基づき、2017年に、新たに「職務発明等に対する報奨金等の取扱いに関する細則」（資料9-7）を制定した。

細則では、本法人が得た収入から経費を差し引いた収益に基づき報奨金等の配分を行うものとし、発明者の意欲向上及び本学の研究活動の活性化のため、報奨金と同額を特別研究費として付与するものとした。

この細則の制定に合わせて、規程の内容についても改正した。

- 専門人材による支援

共同研究・受託研究等の企業との連携に必要な契約関係の支援を行っており、そのために企業や大学での産官学連携活動の経験が豊富な専門人材である産官学連携マネージャーを配置し、研究開始前の企業との交渉の段階からの研究者へのサポートを実施している。

また、やはり企業や大学での知的財産の権利化の経験が豊富な専門人材である知的財産マネージャーを配置し、研究成果を特許等の知的財産とし権利化するための研究者へのサポートを行っている。

2019年度から、研究力強化や研究費の獲得に向けた環境整備の一環として、URA制度を導入した。URAにより、企業等の産業界と連携した研究プロジェクト参画の提案が行われ、国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構（NEDO）のムーンショット等、大型の研究費への申請が行われている。

●研究シーズの公表

イノベーション・ジャパンの大学組織展示やシーズ展示、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が主催する新技術説明会等、多くのマッチング・イベントで、社会実装化につながる本学のシーズを企業等に向けて発表している。2018年度には、16のマッチング・イベントに参加した。

マッチング・イベントにおいては、産官学連携推進センターで作成している、本学の研究シーズを紹介する「東洋大学研究シーズ集」（資料 9-8）を配布している。研究シーズ集については、産官学連携推進センターのウェブサイトにも掲載し、企業等に、本学のシーズの活用を訴求している。

また、産官学連携のサイト内に、本学の知的財産のリストを整備し、出願、公開、登録別に閲覧可能とするとともに、実用化された商品紹介のページを設けた。

現在、対面のマッチングイベントの開催が難しいことから、連携先のマッチングファンドとオンラインでのイベントを企画し、2020年8月26日には、キャンパスクリエイトとオンライン説明会を実施し、多くの企業が参加した。

なお、2020年8月から毎月実施されている研究広報のための連絡会議において、毎回、新規の職務発明の情報を広報課等と共有し、研究シーズの大学全体としての広報展開を図っている。

（2） 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

●産官学連携推進本部会議

産官学連携推進センターにセンター長及び副センター長で構成する産官学連携推進本部会議を設置し、産官学連携活動状況を確認している。

2020年4月に公表された、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」におけるⅠ．研究に関する中期計画の産官学連携に関する基本的な考え方及び各計画の項目の策定については、産官学連携推進本部会議において討議された内容が生かされている。中期計画の産官学連携の項目のPDCAサイクルについては、産官学連携推進本部会議が行っていく。

なお、2020年からは、センター長の発案により、事務的な承認事項についてはメール会議とし、対面及びWEB会議においては、PDCAサイクルについて、積極的に専門人材の知見を活かしたディスカッションを行う形式に変更された。

各キャンパスでの産官学連携活動をフォローするために、研究者としての産官学連携活動の経験が豊富な名誉教授である産官学コーディネーターが議長となり、各キャンパスの産官学連携担当者と意見交換を行う会議を毎月行っている。

●利益相反マネジメント

共同研究や受託研究等の産官学連携活動の活性化に伴って、社会に対する説明責任を果たす必要性も高まっている。これを受けて、本学教職員等の利益相反を適正に管理し、教職員等の利益相反による不利益の防止を図ることにより、産官学連携に関与する研究者がその能力を最大限に発揮できる環境を整えることを目的として、「東洋大学産官学連携活動における利益相反マネジメント規程」（資料 9-9）を制定している。

この規程に基づき、毎年度、研究者に対して利益相反マネジメントに関する調査を実施している。この調査結果を基に、研究者へのヒアリングを行うとともに、利益相反マネジメント委員会を開催し、利益相反の観点で、適切に産官学連携活動が行われているかを点検し、問題がある場合は注意等を行っている。

なお、産官学連携に関するコンプライアンスについてまとめている「産官学連携・知的財産ハンドブック」（資料 9-10）については、理系の研究者を中心に配布し、グループウェアの掲示板を利用し、全教職員に周知している。職員としても、コンプライアンス上、最低限認識が必要な情報が網羅されているため、2020年は事務局

部長会を通じて周知した。

●知的財産委員会

研究者の職務発明については、知的財産委員会（資料 9-11）を組織し、産官学連携推進センター長の諮問に応じ、次の事項を審議している。

- (1) 教職員等の発明等に関すること。
- (2) 教職員等の特許権等に関すること。
- (3) 発明等及び特許権等に係る権利の帰属等に係わること。
- (4) 知的財産の活用及び産官学連携の推進に係わること。

2018 年度より、特許申請後に、さらなる応用研究を推進し、社会実装化につなげるための研究資金を提供する制度「知的財産実用化促進プログラム」（資料 8-6）を開始し、知的財産委員長、産官学連携コーディネーター、産官学連携マネージャー、知的財産マネージャーが審査を担当している。

●産官学連携活動の報告

これらの産官学連携活動を可視化し、点検・評価するために「産官学連携推進センター 産官学連携年次報告」（資料 9-12）を毎年度作成している。ここでは、共同研究・受託研究・奨学寄付金等の競争的資金の受入れ状況（学部学科別含む）、発明届出件数、知的財産委員会での審議結果、特許出願・管理状況、知的財産関連経費、知的財産実施許諾等収入額の推移と収入配分額等の数値をまとめている。学術研究推進センターと共同で作成している「研究・産官学連携活動案内」（資料 8-10）では、これらの数値の簡易版を公表している

また、産官学連携推進センターのウェブサイトを整備し、本学の産官学連携活動や研究者のシーズを公表している。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

●競技用国産カヌー開発プロジェクト

2017年から、競技用国産カヌー開発プロジェクトがスタートしている。このプロジェクトは、本学の生体医工学の分野・機械工学の分野から、人間工学・運動生理学・流体力学・バイオメティクス（生物模倣技術）による大学の「知」及び産業界が有する「技術」を融合させた産学連携プロジェクトであり、これにより初の競技用国産カヌーを製作し「東京オリンピック・パラリンピック」で日本人選手が使用し優勝することを目指している。東洋大学オリンピック・パラリンピック特別プロジェクト研究助成制度と日本財団の助成を受け、進行している。

本学が艇を設計し、自動車業界などの試作・研究開発の経験が豊富で、カーボン・CFRP加工技術を持つテックラボ、防滑に特化した製品技術を持つリーディングカンパニーのほか、KARA-FULL（外装デザイン）、ワイエムジーワン（船体のラッピング）が製作を担当している。開発した艇の性能評価は、日本カヌー連盟、東京都カヌー協会が担当している。また、東京東信用金庫、浜野製作所（金属加工）とも連携している。

<https://mitsuha.tokyo/>



このプロジェクトについては、2019年のイノベーション・ジャパンの大学組織展示や文部科学省のロビーでの展示等を行った。

<https://www.ij2019.jp/exhibitor/jso20190050.html>

<https://www.toyo.ac.jp/news/research/cooperation/ciit/20190819/>

また、この本学の社会還元への取り組みは、テレビ、新聞、雑誌等のマスコミにも大きく取り上げられている。2020年の東京オリンピックの開催は延期されたが、プロジェクトの取り組みは続けられている。

●研究シーズの実用化

本学の研究シーズについては、「微生物を使った廃水処理」「熱中症対策の機能性食品」等に関して、企業から多くのアプローチもあり、産官学連携コーディネーターを中心として、複数企業との交渉を行っている。

2020年には、本学の知的財産を活用するために、交渉先の企業が新規の会社を設立するなど、産官学連携推進センターが主導する、研究シーズの実用化については新たなステップに進んだと言える。

研究シーズの更なる実用化を進めるために、2018年から開始した「知的財産実用化促進プログラム」には、3年間で延べ14件の申請があり、12件が採択され、応用研究が進んでいる。

【問題点・課題】

受託研究、奨学寄付金の受入れ金額について、2019年度は約2億1千万円と最高額となっている。しかし、発明届出件数は年間15～20件程度、特許実施許諾等の収入も200万円程度という数字も含めて、理系学部を持つ同規模私立大学と比較すると、満足すべき数字とは言えない。企業等から、共同研究や受託研究の申し入れがあっても、研究時間の確保が難しいことや研究室所属の大学院生数の少なさ等の理由から、研究者から断られる例もある。

2019年から配置されたURAが、政府系その他の産学連携関係の補助金への申請を研究者に奨めても、上記のような理由で申請のステップまで到達しない事例が多かったが、継続的なアプローチの結果、国プロと言われる公的研究費による大型の政府研究開発プロジェクトへの申請は、2020年度において、既に約10件の申請が行われている。

研究時間の確保策等については、学術研究推進委員会においても審議されているところである。産官学連携推進本部会議においても、産官学連携活動を推進する視点で、審議するとともに、学術研究推進委員会とも連携する。この点において、学術研究推進センター長が、産官学連携推進センター副センター長を務めていることもあり、スムーズに連携できるであろう。

【将来に向けた発展方策】

産官学連携というイノベーションを推進するために、その視点を応募の条件とする、学内公募型の研究助成制度「重点研究推進プログラム」（資料8-3、8-4）を2019年度から開始した。IoT、AI、ビッグデータなど情報通信技術分野における革新的研究、医療・健康福祉分野での先進国をリードする研究、SDGsの達成に貢献する研究など、6つの重点研究課題を設定し、学内研究者による研究拠点、研究グループを公募し、延べ26件の応募の中から5つのプロジェクトを採択した。採択されたプロジェクトを点検・評価し、推進するとともに、新たな研究分野を横断した研究者のマッチングや研究シーズの発掘を推進する。

また、研究者が産官学連携活動を行うための時間の確保、大学院の活性化、産官学連携活動を活発に行っている研究者の授業負担の軽減や研究費の配分（インセンティブ）、産官学連携活動を主に行う研究者の雇用等が課題であるので、学術研究推進センターと連携し、これらを解決するための制度の整備を検討する。

産官学連携マネージャーや知的財産マネージャー等の専門人材の産官学連携推進本部会議への関与が少なかった反省があり、新制度の検討の際には、専門人材の知見を積極的に汲み上げるように、2020年度から会議の進め方を変更した。

外国為替及び外国貿易法の所管省庁である経済産業省からの依頼に基づき、外為法に基づく輸出管理をすることを、文部科学省は大学に対して求めている。

このことに対応し、法令を遵守し、産官学連携活動を行うために、本学の安全保障輸出管理に必要な事項を定め、適切な輸出管理体制を構築・整備するため、「東洋大学安全保障輸出管理規程」（資料9-13）を2020年4月に施行した。ただし、2020年度においては、海外への出張、海外からの出張がほとんどないため、運用例は今のところないのが現状である。

産学連携活動における秘密情報管理を行うことについても経済産業省等から求められているところであるが、本学では、ポリシー、規程ともに未整備であることから、2021年度中にポリシー、規程を制定する。

【根拠資料】

- 資料 9-1 学校法人東洋大学産官学連携推進センター規程
- 資料 9-2 東洋大学産官学連携ポリシー
- 資料 9-3 東洋大学産知的財産ポリシー
- 資料 9-4 東洋大学受託研究及び共同研究規程
- 資料 9-5 東洋大学産官学連携活動における利益相反マネジメント規程
- 資料 9-6 学校法人東洋大学発明等の取扱いに関する規程
- 資料 9-7 職務発明等に対する報奨金等の取扱いに関する細則
- 資料 9-8 東洋大学研究シーズ集
- 資料 9-9 東洋大学産官学連携活動における利益相反マネジメント規程
- 資料 9-10 東洋大学産官学連携・知的財産ハンドブック
- 資料 9-11 知的財産委員会要項
- 資料 9-12 産官学連携推進センター 産官学連携年次報告
- 資料 9-13 東洋大学安全保障輸出管理規程